

鹿部町交通安全計画

令和3年度～令和7年度（第11次）

鹿 部 町

ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定され、これに基づき46年度以降、10次にわたる「鹿部町交通安全計画」を作成し、町、国、道、関係機関等が一体となって各般にわたる交通安全対策を強力に実施しているところである。

また、平成12年度には町民の安全で快適な生活の実現を目指し、鹿部町交通安全条例を制定している。

しかしながら、近年の状況を見ると悲惨な交通事故はとどまることを知らず、大きな問題となっているところである。

近年の、自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加等の中で、経済活動の24時間化等により、今後の「車社会」の進展を考えれば一層多くの死傷者が生じることが予想される。

このような状況から、交通事故の防止は、鹿部町はもとより、国、道、関係機関、さらには、町民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題となっており、引き続き、人命尊重の理念の下に、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策を、一層強力に推進していかなければならない。

この鹿部町交通安全基本計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間の講ずべき陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めるものである。

この鹿部町交通安全基本計画に基づく施策の推進に当たっては、町民の十分な理解を求めるとともに、町民の積極的な協力を得て、その効果を高めるよう努める。

計画の基本的な考え方

鹿部町における陸上交通の安全のための施策を講ずるに当たっては、人命尊重の理念の下、死傷事故根絶の究極目標を目指す立場に立って、交通事故の実態に対応した安全施策を講じていく必要がある。

このような観点から、交通社会を構成する人、車両等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という3つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、交通事故の調査分析の成果も踏まえ、適切かつ実施可能な施策を策定し、かつ、これを町民の理解と協力の下、積極的に推進するものとする。

第一に、人に対する交通安全対策として、交通機関を運転する人間に対しては、安全な運転を確保するため、知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、指導取り締まりの強化、運転管理の改善、労働条件の適正化等を図る。歩行者等に対しては、安全な移動を確保するため、交通安全意識の徹底、指導の強化等を図るものとする。また、交通社会に参加する町民一人ひとりが自ら交通安全に関する意識を醸成することが重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させるものとする。

第二に、交通機関が原因となる事故の防止対策としては、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、車両構造や設備、装置等の安全性を確保し、維持させるための措置を講じ、さらに、必要な検査等の実施体制を充実させるものとする。

第三に、交通環境に係る安全対策としては、道路網の整備、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報の提供を図るものとする。また、交通環境整備に当たっては、人優先の考えの下、人の歩行空間と自動車等の交通機関との分離を図ることなどにより、混合交通に起因する接触の危険を排除する施策を推進する。

また、三要素それぞれの施策効果を高めるものとして、情報の役割が重要であることから、情報の収集・提供等を積極的に進めるものとする

さらに交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、また、その被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図ることが重要である。特に、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の制定を踏まえ、交通安全の分野においても一層の被害者支援の充実を図るものとする。

また、交通事故防止のためには、民間の自主的な交通安全活動を推進するとともに、官民一体となって施策を推進することが重要であることから、交通の安全に関するこれらの施策を町民の積極的な協力を得て、真に実効性のあるものとする。

第1章 道路交通の安全についての目標

第1節 道路交通事故の現状と今後の見通し

1. 道路交通事故の現状

鹿部町の交通事故は、平成23年6月17日に車同士の正面衝突による死亡交通事故、同年10月11日に歩行者への追突事故、平成26年9月22日に正面衝突による死亡交通事故が発生後、死亡交通事故ゼロの日が続いていたが、令和3年2月1日に歩行者への追突事故による死亡交通事故が発生し、ゼロの日は2,322日でストップしている。その後は交通死亡事故が無く、ゼロの期間は4月1日時点で59日である。

物損事故では年間60件前後と平均的に推移している。

これらの発生状況を見るとその特徴は次のとおりである。

- ① 駐車場での後方不注意による事故。
- ② 私有地から車道へ出る際の不注意による事故。

2. 道路交通を取り巻く状況の展望

道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、運転免許保有者数の増加や車両保有台数の増加などの量的拡大が見込まれる。また、高齢者人口の増加に伴い、高齢運転者の増加が予想される。道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられる。

3. 道路交通事故の見通し

将来の交通事故の状況については、正確には見極めがたいところではあるが、公共交通手段が少なく移動や輸送を自動車等の道路交通への依存が大きい現状や、前述のとおり道路交通の量的拡大や高齢運転者の増加が見込まれることから、道路交通事故については依然として厳しい状況が続くものと予想される。

第2節 鹿部町交通安全計画における目標

交通事故のない社会を実現することが究極の目標ではあるが、この第11次計画における目標として、交通事故死者ゼロの日を引き続き継続しながら1日でも長く伸ばすことを目指すものとする。

このために、町民の理解と協力のもと、事故そのものの減少に一層積極的に取り組むものとする。

第2章 道路交通の安全についての対策

第1節 今後の道路交通の安全対策を考える視点

これまでの交通安全対策を基本としつつ、実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進することが重要である。

このような観点から、

- 道路交通環境の整備
- 交通安全思想の普及徹底
- 安全運転の確保
- 車両の安全性の確保
- 道路交通秩序の維持
- 救助・救急活動の充実
- 交通事故被害者支援の充実と推進

といった7つの柱により交通安全対策を実施するものとする。

1. 高齢社会への対応

高齢化が今後も進むことを踏まえると、高齢者が安全にかつ安心して外出や移動ができるように、高齢者の実像を踏まえた交通安全対策を推進する必要がある。

また、高齢運転者の増加が予想されることから、高齢者が事故を起こさないようにするための対策を強化することが課題である。

2. 歩行者の安全確保

交通事故のない安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な通学路、生活道路などの安全性を高めることが重要である。

3. 町民自らの意識の醸成

全ての町民が交通事故の危険性を十分認識した上で、交通事故のない社会を目指し、交通事故を起こさない、交通事故にあわないという意識を再確認する必要がある。

そのためには、交通安全教育や交通安全に関する広報啓発活動を一層推進する必要があるが、町民がこれらの活動に積極的にかかわっていくような仕組みを工夫する必要がある。

第2節 講じようとする施策

1. 道路交通環境の整備

少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し、子どもを事故から守り、高齢者が安全にかつ安心して外出できるよう、通学路、生活道路、幹線道路等において歩道を一層積極的に整備するなど、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図るものとする。

交通安全施設等の整備に当たっては、効果的・効率的に事故を削減する観点から、事故が多発している箇所などに対して重点的に実施することとする。

また、道路交通の安全確保は、歩行者等の道路を利用する人々の日常生活などに密接に

関係することから、町民等の意見を道路交通環境の整備に反映させるものとする。

(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまでの交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は十分とは言えなかった。

このことから、通学路、生活道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要がある。

ア) 児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備を積極的に推進するものとする。

イ) 高齢者、障害者等の日常生活を確保するため、また歩行者の安全で快適な通行を確保するため、通行空間や平坦性を十分確保した幅の広い歩道を積極的に整備する。

(2) 交通安全施設等整備事業の推進

歩道整備を始めとした交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図るものとする。

(3) 効果的な交通規制の推進

道路の社会的機能や構造、交通量等の実態に応じ、既存の交通規制を見直すなど、規制内容をより合理的なものにするよう努める。

(4) 町民等と一体となった道路交通環境の整備

道路交通環境の整備に当たっては、町民や道路利用者の意見を十分反映させ、実情を踏まえた道路交通環境の整備を行うものとする。

2. 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。

このため、心身の発達段階に応じた交通安全教育を行うとともに、高齢社会が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、配慮する意識を高めるための啓発指導を強化するものとする。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア) 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

幼稚園においては、家庭及び関係機関等と連携・協力を図りながら、交通安全教育を効果的に実施するため、紙芝居や腹話術、視聴覚教材等を利用したり親子で実習するなど指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上を図る。

関係機関等は、幼児の保護者が幼児の手本となり、適切な指導ができるように、保護者に対する交通安全講習会等の実施を図る。

イ) 小学生・中学生に対する交通安全教育の推進

小学校、中学校の児童生徒に対する交通安全教育は、児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生活における交通安全に必要な事柄を理解させ、身近な交通環境における様々な危険に気づいて、常に的確な判断の下に安全に行動できる実践的な態度や能力を養うとともに、交通社会の一員として、自己の安全のみならず他の人々や社会の安全に自主的に貢献できる健全な社会人を育成することを目標とし、大部分の児童生徒が将来運転者となる現状を踏まえて、学校、家庭、地域等の連携を図りながら、計画的かつ継続的に行う。さらに、家庭において、正しい交通ルールと交通マナーの実践が習慣づけられるよう積極的に推進する。

ウ) 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、自発的な安全行動を促す運転者としての社会的責任の自覚や、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を促進する。

エ) 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

このため、関係機関と連携をとりながら、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成や、高齢者交通安全教室の開催、各種催し等の機会を活用した交通安全教育の実施、反射材等の交通安全用品の普及に努めるものとする。

(2) 効果的な交通安全教育

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要なスキル及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするために、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用するものとする。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

町民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、町民自身による道路交通環境の改善に向けた運動を展開する。

交通安全運動の運動重点としては、高齢者の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、夜間や薄暮時における交通事故防止、飲酒運転の追放、デイ・ライトの推進等を設定する。

運動の実施に当たっては、広く町民に周知し、町民参加型の交通安全運動の充実・発展を図る。

ア) 高齢者の交通事故防止に関する町民の意識を高めるため、高齢者交通安全マークの普及・活用を図るとともに、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について広報を積極的に行うものとする。

- イ) シートベルト及びチャイルドシートの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、着用の徹底を図るものとする。特に、シートベルトは後部座席の着用の推進を、チャイルドシートは比較的年齢の高い幼児の保護者に対し着用の徹底を図る。
- ウ) 薄暮の時間帯から夜間にかけて事故が多発する傾向にあることから、この時間帯の事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故の実態・危険性を広く周知し、これらの違反の防止を図るものとする。

また、夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため積極的な広報啓発を推進する。
- エ) 昼間における自動車等の運行時に前照灯を点灯するデイ・ライト運動を推進し、運転者自らの交通安全意識を高め、他者への交通安全の呼びかけを図ることで交通安全を願う心の輪を広げるとともに、車両の存在、位置等を相手に認識させることにより交通事故の防止を図るものとする。
- オ) 道路交通法の改正などにより、飲酒運転に対する厳罰化・行政処分の強化や酒類提供罪等の新設といった対策が図られたにもかかわらず、道内では飲酒に伴う重大な交通死亡事故が発生している。こうした中、道民一人ひとりが、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の下に、社会全体で飲酒運転の根絶に向けた社会環境づくりを行うことなどを基本理念とする北海道飲酒運転の根絶に関する条例が成立した。本町においても、この条例に基づき、飲酒運転を根絶するための社会環境づくりを推進することとする。

3. 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努めるものとする。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努めるものとする。

また、事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進を図る。

(1) 運転者教育等の充実

各種交通安全運動等の機会を通じて、非着用死者の実態、着用率、着用効果の啓発を推進し、シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図る。また、高齢運転者に対しては、自身の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図る。

(2) 安全運転管理の推進

事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう、安全運転管理者及び副安全運転管理者の資質及び安全意識の向上を図る。

また、安全運転管理者等の未選定事業所の一掃を図るものとする。

4. 車両の安全性の確保

(1) 自動車の安全性の確保

自動車にはブレーキ・パッド、タイヤ等走行に伴い摩耗・劣化する部品や、ブレーキ・オイル、ベルト等のゴム部品等走行しなくても時間の経過とともに劣化する部品等が多く使用されており、適切な保守管理を行わなければ、不具合に起因する事故等の可能性が大きくなることから、自動車の適切な保守管理を推進する必要がある。

(2) 自転車の安全性の確保

自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける機運を醸成するとともに、自転車事故による被害者の救済に資するため各種保険の普及に努める。

さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図るものとする。

5. 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り、交通事故捜査、暴走族取締り等を通じ道路交通秩序の維持を図る必要がある。

このため、重大事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点をおいた交通指導取締りを推進するものとする。

(1) 交通の指導取締りの強化等

ア) 一般道における効果的な指導取締りの強化等

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点をおいて、交通指導取締りを効果的に推進するものとする。

イ) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進するものとする。

(2) 暴走行為をさせないための環境づくり

暴走族及びこれに伴う群衆の蝟集場所として利用されやすい施設の管理者は、暴走族等を蝟集させないための施設の管理改善等の環境づくりに努めるものとする。

6. 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、救急医療機関、消防機関等との緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図るものとする。特に、救急救命士、救急隊員による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備、バイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及体制を推進するものとする。

(1) 救助・救急体制の整備

ア) 心肺蘇生法等の応急手当の普及活動の推進

自動体外式除細動器（AED）の使用も含め、心肺蘇生法に関する基準等の応急手当の知識・実技を広く一般に普及するため、消防機関、保健所、医療機関等と連携を取り講習会を実施する。

イ) 救急救命士の養成

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため整備した高規格救急車を有効活用するため、更なる救急救命士の養成に努め、救急救命士の処置範囲の拡大により可能となった気管挿管、薬剤投与を円滑に実施するための講習及び実習等の実施を推進するものとする。

(2) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を図るものとする。

7. 交通事故被害者支援の充実と推進

(1) 自動車損害賠償保険制度に係る無保険（無共済）車両対策の徹底

自動車損害賠償保険制度について、期限切れ、掛け忘れに注意することが必要であることを広報活動等を通じて町民に周知していく。

(2) 交通事故被害者支援の充実

交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署の交通捜査担当係、交通安全活動推進センター等の関係機関、さらに民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図るものとする。

(資料)

鹿部町における人身交通事故・死傷者数状況

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
人身事故発生件数	3	2	2	1	0
死者数	0	0	0	0	0
負傷者数	3	3	4	1	0

